

株式等の振替に関する業務規程等の一部改正について

平成 25 年 8 月 26 日

株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

本年 3 月に株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 2 号）が施行されたことに伴い、株式会社地域経済活性化支援機構の支援により再生が見込まれる発行者が発行する振替新株予約権付社債について、振替制度上で償還すべき新株予約権付社債の金額の減額が可能となるよう「株式等の振替に関する業務規程」（以下「規程」という。）及び「株式等の振替に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）の一部について所要の改正を行う。

また、ライツ・オファリングにおいては、新株予約権者が新株予約権行使を判断するにあたり、公開買付規制及び大量保有報告規制の適用に係る適否の判断や大株主等による新株予約権行使の状況を逐次、確認できる環境整備が求められていることから、振替新株予約権の新株予約権行使請求に係る取次状況の公表を行うこととし、規程及び規則の一部について所要の改正を行う。

加えて、発行者による情報提供請求のうち、情報提供請求を行った日の前日から前 6 か月を超えた期間に係る情報を対象とする請求（以下「非典型な情報提供請求」という。）について、制度検討時には発生する可能性が非常に小さいと想定していたため規程及び規則には明記していなかったが、制度開始後、継続的に事例が発生していることから、根拠規定を明確化するため規則の一部について所要の改正を行う。

なお、上記改正にあわせ、規程及び規則の一部について所要の整備を行うとともに、振替新株予約権の新株予約権行使請求に係る取次状況の公表及び非典型な情報提供請求については、「株式等振替制度に係る手数料に関する規則」（以下「手数料規則」という。）の一部について所要の改正を行う。

2. 改正概要

(1) 新株予約権付社債における償還すべき社債の金額の減額等

株式会社地域経済活性化支援機構により再生支援が見込まれる発行者が発行する振替新株予約権付社債について、償還すべき金額を減額する場合の手続を新たに定める。

また、株式会社地域経済活性化支援機構により再生支援が見込まれる発行者が発行する振替新株予約権付社債については、期限の利益を喪失した場合であっても、株式等振替制度での取扱いを継続することができるよう所要の改正を行う。

（規程第 6 条、第 260 条の 2、第 261 条、附則第 8 条、規則第 2 条、第 337 条の 2、第 338 条、別表 1、別表 3）

(2) ライツ・オファリングにおける新株予約権行使請求に係る取次状況の公表

制度利用者の利便性を図る観点から、振替新株予約権の新株予約権行使請求に係る発行者への取次状況をホームページで公表することとし、所要の改正を行う。

また、当該公表を行った場合には、当該公表の請求をした発行者に対して、新株予約権行使請求取次状況公表手数料として公表 1 銘柄につき 2 万円を徴収するよう所要の改正を行う。

（規程第 265 条、第 270 条の 2、規則第 350 条の 2、手数料規則別表）

(3) 非典型な情報提供請求に係る取扱いの明確化

非典型的な情報提供請求における発行者による弊社への請求方法は、Target 保振サイト接続によるものとする。また、非典型的な情報提供請求では、発行者が対象加入者を特定する方法として、対象加入者となるべき者の氏名又は名称及び住所の一部を指定することはできず、この対象加入者となるべき者の氏名又は名称及び住所の一部を指定する方法は、加入者情報Web 端末による請求の場合にのみ可能であることから、その旨を規定する。

また、発行者から非典型的な情報提供請求を受けた場合（Target 保振サイト接続又は書面による請求を受けた場合）には、当該発行者に対して、請求 1 件につき情報提供請求取次手数料 3 万円を徴収するとともに、振替口座簿記録事項通知書交付に係る手数料を明確化するよう所要の改正を行う。

（規則第 214 条、第 220 条、第 357 条の 75、第 357 条の 81、別表 3、手数料規則別表）

（4）Target 保振サイト接続を利用した銘柄情報の授受

情報授受のインターフェースを一元化する観点から、現行、代理人専用 Web により授受している振替新株予約権付社債の銘柄情報についても、Target 保振サイト接続で授受できるよう所要の改正を行う。

（規則第 34 条、規則別表 3）

（5）所要の規程の整備

その他所要の規程の修正を行う。

（規程第 25 条、第 80 条、第 94 条）

3. 施行日

平成 25 年 9 月 1 日から施行する。ただし、2.（4）の改正規定にあつては、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

以 上